

## 議案第47号

### 訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 建物明渡等請求事件
- 2 事件の概要 石垣市は、市営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃を納入するよう再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 石垣市字真栄里672番地  
石垣市  
被告
- 4 請求の要旨
  - (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している市営住宅を明け渡せ。
  - (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している市営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償額を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。
- 6 本件に関する取扱い 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

### 理 由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。